

○四国中央市人権尊重のまちづくり条例

平成16年7月6日

条例第191号

改正 令和元年12月23日条例第23号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることは世界人権宣言にうたわれている。また、日本国憲法では、基本的人権の享有と法の下での平等が保障されている。このような理念の実現に向けて、これまで多くの努力が払われてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な人権侵害が存在しており、また、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じている。

これらの課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権が特別なものと考えられるのではなく、当たり前のこととしてお互いの存在を尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする社会を築かなければならない。

私たちは、こうした人権文化を創造し、育むまちづくりを進めるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法並びに差別解消の推進を目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等あらゆる人権に関する問題解決のため、市の施策の基本となる事項を定め、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下これらを「人権施策」という。）を策定し、これを積極的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを意識し、人権意識の高揚を図るため、人権施策に協力するよう努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(教育及び啓発の充実)

第4条 市は、市民及び事業者の人権意識の普及高揚を図るため、必要な教育及び啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、人権施策に資するため、必要に応じて調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権施策推進協議会)

第8条 人権施策の推進に関する重要事項について協議するため、四国中央市人権施策推進協議会を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。